

長崎県病院企業団監査委員公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 27 日

長崎県病院企業団監査委員 下 山 満 寛
同 松 尾 裕 隆

令和 3 年度実施監査結果

第 1 監査の概要

1 監査の対象

令和 2 年度長崎県病院企業団病院事業会計

（本部、精神医療センター、島原病院、五島中央病院、
奈留医療センター、富江病院、上五島病院、有川医療センター、
奈良尾医療センター、対馬病院、上対馬病院及び壱岐病院）

2 監査実施日

予備監査 令和 3 年 7 月 20 日～令和 3 年 10 月 14 日

委員監査 令和 3 年 10 月 18 日～令和 3 年 11 月 17 日

3 実施監査委員

長崎県病院企業団監査委員 下 山 満 寛
同 松 尾 裕 隆

第 2 監査の結果

1 意見

(1) 総括

事業の管理及び財務会計事務の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事業管理及び事務執行に努める必要がある。

(2) 個別事項

① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島では医療需要そのものが減少に向かう中で、患者数の増は望みにくい状況となっており、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれている。

このような中、国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、感染症対策の強化とともに、将来の医療需要に沿った病床機能の分化・連携などによる地域医療構想の推進や、医師偏在対策の推進などにより、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるとしており、当企業団としても、長崎県が策定した「地域医療構想」との整合性を図りつつ、将来を見据えた医療提供体制の構築や経営基盤の確立を図る必要がある。

当企業団の経営状況は、平成 27 年度以降、5 年連続で経常損益が赤字となっていたが、令和 2 年度は国や県からの新型コロナウイルス感染症対策の補助金等の支援もあり 2,564,364 千円の黒字を達成した。しかしながら、医業収益は令和元年度と比較しても 723,116 千円減少しており、来年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響は予測困難であるが、補助金等も減少すると見込まれることから、引き続き経営改善に取り組む必要がある。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るためには、医療環境の変化に的確に対応するとともに、令和 2 年度に策定した「長崎県病院企業団第 3 次中期経営計画（令和 3 年度～令和 6 年度）」

に掲げた目標の達成に向け、職員一人一人が当事者として自覚を持ちながら一丸となって取り組む必要がある。

さらに、患者数の減少傾向に歯止めをかけるためには、地域住民に信頼される病院となるよう、スローガンに掲げている“郷診郷創”「地域での受診が、地域を創る」の取組を行政と一体となって進め、より一層患者満足度を高めていく必要がある。また、地域住民に経営実態を知っていただき、自分達が地域の病院を支えるという意識を持っていただくことも重要である。

② 行政と協働した健康診断の推進について

離島地域の病院並びに附属診療所は、新たに患者の掘り起しにつながる健康診断を行政と協働して強力的に推進すべきである。

健康診断を通して住民の健康に寄与することにより、地域に信頼される医療機関となり、患者ニーズの把握や島外受診の実態把握もより正確になり、郷診郷創の第一歩となっていくものと考えられる。

③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 103,398 千円で、前年度末に比し 1,372 千円減少（対前年度比 1.3%減）している。

未収金回収では、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院もあるが、その取組には、まだ温度差がある。

依然として多額の未収金を抱えていることから、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に力点を置いて、回収に有効な訪問徴収の計画的な取組を徹底して行うなど、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、連帯保証人への請求や分割納付の積極的な活用などの取組も強化する必要がある。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成 27 年 6 月の閣議決定において、後発医薬品の数量シェアで、平成 30 年度から令和 2 年度末までの間のなるべく早い時期に 80% 以上にする普及目標を示していた。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、令和 2 年度は企業長の職務目標として 85% 以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組ん

だが、令和2年度末の実績は数量ベースで76.5%（前年度数量ベース74.4%）となり目標を達成できなかった。

DPC対象病院においては、目標を達成しているが、それ以外の病院では、採用率が低調な病院もある。さらに、国は新たに令和5年度までに全ての都道府県で80%以上とする目標を掲げており、その達成に向けて、なお一層の取組強化を図る必要がある。

⑤ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品購入等の共同事業の取組を進め、企業団として経済性が発揮されるよう努められており、一定の効果は表れている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられる。

特に離島においては、医療機器の入札に関し、競争入札を行っているにもかかわらず、1者応札が多数見受けられ、競争性が発揮されていると断言は言い難い。できる限り多くの業者が参加できるよう電子入札の導入に向けた準備を進める必要がある。

また、医療機器の更新時期やメンテナンスの方法について、企業団としての基準を作成できないか検討を進める等、経費節減の努力が必要である。

事務処理の誤りについては、依然として軽微な誤りが見受けられることから、体系的な研修の実施などによる職員教育の強化や、指導した内容について共有する仕組みも構築する必要がある。

2 指摘事項

以下のとおり、是正・改善及び留意を要する事項が認められたので、より適正な執行を図られたい。

【精神医療センター】

1. 未収金について

個人ごとの整理台帳については、基本的な状況の変化等について、見え消し等を行い一目でわかるようにするなど、記載方法の改善が必要である。また、対象者等との接触は文書対応だけでなく、対面相談等も行うこと。

2. 人事記録について

フルタイム会計年度任用職員で人事記録がない職員がいるため、適切に処理すること。

3. 採用関係について

会計年度任用職員の採用時の書類に宣誓書、欠格条項の添付がないため、採用時に提出してもらい、採用書類として添付すること。

4. 営利企業従事許可について

院長の営利企業等従事許可については、本部総務部長の決裁事項であるため本部へ申請すること。

【島原病院】

1. 未収金について

個人ごとの整理台帳が、未収金滞納整理表と未収金個別整理表に分けられているが、精神医療センターのように一括管理できるものにしたほうが良い。基本的な状況の変化等について、見え消し等を行い一目でわかるようにするなど台帳の改善が必要である。また、年2回程度は連絡を取り、その内容を記載すること。

連帯保証人への分納契約も利用し収納を図ること。

2. 給与事務について

給与からの控除について、法定控除金及び規程で定められたもの以外について控除されているため、適正に処理すること。

3. 36協定書について

36協定書が労働局へ提出されていなかったため、適正に処理すること。

【五島中央病院】

1. 未収金について

個人ごとの整理台帳については、他病院の事例も参考にしてより良いものに改めること。単に金額の整理だけでなく、情報が一元化されるようにして、状況の変化等が一目でわかるようにすること。

2. 給与事務について

給与からの控除について、法定控除金及び規程で定められたもの以外について控除されているため、適正に処理すること。

3. 営利企業従事許可について

院長の営利企業等従事許可については、本部総務部長の決裁事項であるため本部へ申請すること。

【五島中央病院附属診療所奈留医療センター】

1. 未収金について

個人ごとの整理台帳については、他病院の事例も参考にしてより良いものに改めること。単に金額の整理だけでなく、情報が一元化されるようにして、状況の変化等が一目でわかるようにすること。

2. 旅費について

旅行命令簿の決裁欄の押印がないものや。用務地・特認事項の記載がないものがあつた。また、赴任旅費の移転料の区分に誤りがあるため、適切に処理すること。

3. 服務関係について

消防団加入職員の職務専念義務の免除及び営利企業等従事許可申請がなされていない。適正に処理すること。

4. 固定資産の耐用年数について

固定資産の耐用年数を過去の同一資産と同じ年数で設定した資産があつたが、過去の資産の耐用年数が誤っていたため、地方公営企業法施行規則に記載の耐用年数表に基づき、耐用年数を設定すること。

5. 契約事務について

契約額が100万円を超える機器の契約で予定価格調書の作成、検査員の任命、検収調書の作成がなされていなかったため、適正に処理すること。

【富江病院】

1. 未収金について

個人ごとの整理台帳については、他病院の事例も参考にしてより良い

ものに改めること。単に金額の整理だけでなく、情報の一元化とともに、状況の変化等が一目でわかるようにすること。

2. 給与事務について

医師の業績手当が幹部職員の勤勉手当の成績率で計算されているため、給与規程第15条別表第17に定める支給割合で計算すること。

3. 36協定書について

36協定の更新・労働基準監督署への届出がなされていないため、適正に処理すること。

4. 契約事務について

相手方を特定して1者のみから見積書を徴取する場合で、1件の予定価格が30万円（物品の購入・委託は3万円）を超えるときは、随意契約検討シートを作成すること。

清掃委託業務を随意契約ではなく、入札を行うように前年度決算にて指摘を受けていたが、入札が実施されていなかった。五島中央病院の入札時にあわせて行うなど改善の方法を検討すること。

5. 伝票の保管について

財務会計システムから起票した伝票について、適切に保管されていないものがあるので、適正に処理すること。

【上五島病院】

1. 未収金について

個人ごとの整理台帳については、他病院の事例も参考にしてより良いものに改めること。単に金額の整理だけでなく、情報の一元化とともに、状況の変化等が一目でわかるようにすること。

2. 採用関係について

採用内申書に添付する資格証明書の写しについて、院長による原本証明がなされておらず、また、会計年度任用職員として採用された医師について、サービスの宣誓がなされていない。適正に処理すること。

3. 公文書の管理について

文書の施行について、公印を押印する際の検印は行われているものの、浄書及び校合がなされていないため、適正に処理すること。

4. 給与事務について

医師の時間外命令簿について、決裁権者の承認印も含めすべて事後的に作成されている。決裁権者が承認したことが客観的に分かる形で作成するなど、適切に処理すること。

5. 契約事務について

100万円を超える修繕工事に対して契約書（又は請書）、検収調書が作成されておらず、また、空調の更新など明らかに改良工事（4条）で執行しなければならないものを、修繕費（3条）で支出しているため、適正に処理すること。

【上五島病院附属診療所有川医療センター】

1. 採用関係について

会計年度任用職員の採用について、サービスの宣誓がなされていない。適正に処理すること。

2. 公文書の管理について

文書の施行について、浄書、校合及び検印がなされていない。適正に処理すること。

【上五島病院附属診療所奈良尾医療センター】

1. 公文書の管理について

文書の施行について、浄書、校合及び検印がなされていない。適正に処理すること。

【対馬病院】

1. 未収金について

財務係と医事係でそれぞれエクセルで管理している。個人ごとの未収金整理簿については、個人の基本的な情報、収納状況、得られた情報、関係する資料等が記録、保存されていなければならない。旧対馬いづは

ら病院時代のもので未整理のものもあり、個人ごとの未収金整理簿の在り方を検討し、適切に処理すること。

また、過年度未収金が多いので、未収金整理簿の様式の見直しと合わせて分納契約をするなど回収に向けて努力すること。

2. 給与事務について

労使協定を結んでいない医局費、ガソリン代、クリーニング代が給与から控除されている。また、ガソリン代、クリーニング代について直接振り込み処理を行っている。給与から控除できる項目の見直しを行い、適切なもののみ労使協定を締結後、控除を行うこと。

3. 営利企業従事許可について

院長の営利企業等従事許可は本部総務部長の決裁事項であるため、本部へ許可申請を行うこと。

4. 契約事務について

起案文書や契約書に契約保証金についての記載がない。適正に処理すること。

100万円を超える修繕工事に対して、契約書（又は請書）、検収調書が作成されていない。適正に処理すること。

【上対馬病院】

1. 会計年度任用職員について

会計年度任用職員要綱の服務・休暇関係については、本部が示した要綱内容で統一することとなっているが、本部内容と異なった部分がある。会計年度任用職員要綱の服務・休暇関係については、本部要綱と一致させること。

会計年度任用職員の採用時に欠格条項を提出してもらうこと。

2. 給与事務について

労使協定を結んでいないガソリン代が給与から控除されている。また、ガソリン代を直接振り込み処理している。給与から控除できる項目の見直しを行い、適切なもののみ労使協定を締結後、控除を行うこと。

3. 営利企業従事許可について

院長の営利企業等従事許可は本部総務部長の決裁事項であるため、本部へ許可申請を行うこと。

4. 契約事務について

競争入札にて契約した物品の契約保証金免除に、財務規程 148 条第 1 項第 6 号を適用しているが、この項目は随意契約かつ少額なものの契約にしか使用できない。適正に処理すること。

予定価格が 100 万円を超える修繕工事を見積合わせで行っているが、財務規程 139 条の随意契約限度額は 100 万円である。適正に処理すること。

検収調書（工事完了確認書）が作成されていない。検収調書（工事完了確認書）は省略できない。適正に処理すること。

【壱岐病院】

1. 未収金について

個人ごとの未収金整理簿については、住所や家族、連帯保証人等の基本的事項が記載されていないものもあるため改善が必要。適切に処理すること。

また、過年度未収金が多いので、未収金整理簿の様式の見直しと合わせて分納契約をするなど回収に向けて努力すること。

2. 採用関係について

会計年度任用職員として採用された医師について、サービスの宣誓がなされていない。適正に処理すること。

3. 公文書の管理について

文書の施行について、浄書、校合及び検印がなされていない。適正に処理すること。

4. 給与事務について

給料から医局費が引き去りされている。適正に処理すること。

5. 契約事務について

医療機器の指名競争入札で、予定価格調書が作成されていないものがあった。適正に処理すること。

3 指導事項

軽易な事項について、その都度当該機関に指導を行った。

| | |
|------------|----|
| ・精神医療センター | 3件 |
| ・島原病院 | 4件 |
| ・五島中央病院 | 6件 |
| ・奈留医療センター | 4件 |
| ・富江病院 | 4件 |
| ・上五島病院 | 7件 |
| ・有川医療センター | 3件 |
| ・奈良尾医療センター | 2件 |
| ・対馬病院 | 4件 |
| ・上対馬病院 | 4件 |
| ・壱岐病院 | 6件 |
| ・本部・共通 | 5件 |

第3 長崎県病院企業団基金運用状況

1 監査の対象

令和2年度長崎県の離島医療を担う人材育成基金及び長崎県病院企業団応援寄附基金

2 基金運用の概要

1. 長崎県の離島医療を担う人材育成基金

この基金は、離島医療に従事する人材の確保・育成事業等による高度・良質な医療の継続的な提供を図るため、平成25年4月1日に設置されたもの

2. 長崎県病院企業団応援寄附基金

この基金は、長崎県病院企業団において、医療に従事する人材の確保・育成や医療機器の整備等を行い、高度・良質な医療の継続的な提供を図るため、平成31年1月1日に設置されたものである。

3 意見

設置目的に沿って適正に執行されているものと認められた。

4 指摘事項等

- ・特になし